

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

業 者 名	住 所	備 考
株式会社進栄	常陸大宮市田子内町3200－1	

2. 指名停止措置期間

令和8年7月30日 ～ 令和8年9月29日 (2箇月)

3. 指名停止措置の適用範囲

笠間市が発注する建設工事等

4. 事実概要

(株)進栄は、常陸大宮土木事務所発注の06国補街整第06-33-358-9-001号道路改良舗装工事(その1)の工事現場において、安全管理の不適切により、公衆に重傷者を生じる事故を起こした。

5. 指名停止の理由

「笠間市建設工事請負業者指名停止等規程」別表第1 第6号ウに該当するため。

<笠間市建設工事請負業者指名停止等規程 別表第1>

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 6 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故等が重大であると認められるとき。 ア 公衆に複数の死亡者を生じさせたとき イ 公衆に死亡者を生じさせたとき ウ 公衆に複数の負傷者を生じさせたとき、又は重傷者を生じさせたとき エ 公衆に負傷者(軽傷)を生じさせたとき オ 重大な損害を与えたとき カ 損害を与えたとき	当該認定をした日から1箇月以上4箇月以内 3箇月以上4箇月以内 2箇月 2箇月以上3箇月以内 1箇月 2箇月 1箇月

問い合わせ先

笠間市総務部財政課契約検査室

笠間市中央三丁目2番1号

電話 0296-77-1101(内線219・220)